

地区計画の届出について

(1) 地区計画の区域内における行為の届出（都市計画法第58条の2）

地区計画の区域内（地区整備計画が定められている区域内）で、以下に掲げる行為を行おうとする者は、行為の種類や場所、設計・施工方法について、その行為に着手する3.0日前までに市長に届出しなければなりません。

◆届出に必要な行為概要

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築又は工作物の建設
- ③建築物等の用途の変更

◆届出に必要な書類

届出者	建築主
届出書類	1 届出書 (市建設課窓口で配布、又は市ホームページ上からダウンロード) 2 当該土地の位置図（道路地図等） 3 周辺状況図（住宅地図等） 4 土地利用計画図（配置図） 5 建築物等の平面図、立面図
届出部数	2部（正本1部、副本1部）

(2) その他の注意事項等について

- 上記の書類のほか、案内図や必要に応じて参考となる資料を提出していただくことがあります。
- 副本は内容の審査後、地区計画に適合している場合、適合通知書を添えてお返しします。
- ホチキスとじまたはファイルとじ（左とじ）に、サイズはA4としてください（図面もA4に折りたたんでください）。
- 代理の方が届出される場合は、委任状を添付して下さい。

(3) 届出から工事着手までの手続きの流れ

地区計画の区域内における行為の届出から、工事着手までの手続きについては、下記の流れとなります。

